

[illegible]

普通徴収切替理由に該当する場合、略号を必ず記入して下さい。

特 別 徴 収 Q & A

Q 1 個人住民税の「特別徴収」とはどのような事務ですか？

A1 毎年5月に特別徴収義務者あてに、特別徴収税額の通知をお送りしますので、その税額を6月から翌年5月までの毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに各受給者の住所地の市町村へ納入していただきます。

Q 2 どうして西三河8市町で実施しているのですか？

A2 愛知県内では、平成28年度に東三河8市町村が同様の宣言を行うなど、およそ半数の市町村で実施されております。また、特別徴収推進の動きは全国的に広がっており、東京都は平成29年度、大阪府は平成30年度に実施しています。（※平成31年度までに39都道府県で実施予定。）西三河8市町においても、法令の遵守と納税の公平性を図るため、実施することになりました。

Q 3 手間も増えるので特別徴収は行いたくないのですが。

A3 「事務の増加」「人手が足りない」「従業員の出入りが多い」などの理由で特別徴収を行わないことは、法令上認められません。所得税や社会保険、雇用保険と同様に従業員の雇用環境の一つとしてご理解願います。

Q 4 従業員（受給者）から普通徴収にしてほしいといわれているのですが。

A4 受給者本人の希望などにより特別徴収を拒むことは認められていません。

Q 5 2か所以上の事業所に勤務している従業員（受給者）はどうなりますか？

A5 原則として、前年の給与収入額が大きい事業所が特別徴収事業所として指定されます。しかし、その他就職日、前年実績等からも判断しますので、5月中に送付される税額通知書にてご確認ください。

Q 6 特別徴収義務を放棄した場合、又は滞納した場合はどうなるのですか？

A6 特別徴収義務者として指定された事業者が特別徴収事務を放棄し、滞納となった場合は、事業者に対して納期限後に督促状が発送されます。なお、督促状が届いても納入されない場合は、事業者に対して滞納処分を行う事があります。また受給者が納税証明等を取得できない等の不利益を被ることがあります。

Q 7 毎月、個人住民税を納入するのは面倒なのですが、何か方法はありますか？

A7 受給者総人員が常時10人未満の事業所であれば、市町村に申請し承認を受けることで年12回の納期を年2回（12月・6月）にすることができます。6月から11月までの天引きした税額を12月10日までに、12月から翌年5月までの分については、翌年6月10日までにそれぞれ納入することになります。（納期の特例）

Q 8 所得税が発生しなければ、個人住民税も発生しませんか？

A8 税額の計算が異なるため、所得税が発生しなくても個人住民税は発生する場合があります。

Q 9 事業不振のため、特別徴収した個人住民税を納期限内に納税できないのですが。

A9 事業者が特別徴収した徴収金は、従業員からの預かり金であり、事業資金ではありませんので、必ず期日までに各市町村に納入してください。なお、不正に事業資金に使用し、納入しない場合は脱税の罪（10年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処され、又は懲役及び罰金を併科されることがあります。）に問われることもありますのでご注意ください。

Q 1 1 新たに（6月支給の給与から）特別徴収を開始するにはどのような手続きが必要ですか？

A11 毎年1月末日までに、受給者が1月1日現在住んでいた市町村へ給与支払報告書を、特別徴収対象者と普通徴収対象者に分けてご提出ください。

総括表・給与支払報告書の作成

前年中の支払実績に基づいて、総括表と給与支払報告書を作成します。

給与支払報告書の仕分け

作成した給与支払報告書のうち、給与天引きをする人と退職等により天引きができない人に仕分けします。

※磁気媒体での提出・e L T A Xによる提出の場合は、「普通徴収」の項目に所定の入力を行うことで仕分けします。

総括表・給与支払報告書のまとめ

以下の順序にしてバラバラにならないようまとめます。

- (1) 総括表1枚
- (2) 給与支払報告書（特別徴収対象者×人数分）
- (3) 普通徴収切替理由書（兼仕切紙）1枚
- (4) 給与支払報告書（普通徴収対象者×人数分）

総括表・給与支払報告書の提出

毎年1月31日までに各市町村へ提出します。

特別徴収税額通知の受領

毎年5月中に各市町村から特別徴収関係書類一式が届きます。通知書には、6月から翌年5月までに徴収していただく個人住民税額（年税額及び月割額）が記載されていますので、毎月の給与から記載された月割額を徴収（天引き）してください。

徴収(天引き)した個人住民税は、翌月10日までに該当する市町村(又は金融機関・ゆうちょ銀行)に納入してください。

Q 1 2 4月1日には在職していませんでしたが、その後就職した受給者がいる場合、年度途中から特別徴収に切り替えることはできますか？

A12 対象となる受給者の1月1日現在の住所地の市町村に特別徴収への切替依頼書を提出していただければ、年度途中からでも特別徴収に切り替えることができます。

お問合せ先

岡崎市 市民税課	0564-23-6081	碧南市 税務課	0566-95-9878	刈谷市 税務課	0566-62-1205
安城市 市民税課	0566-71-2214	西尾市 税務課	0563-65-2124	知立市 税務課	0566-95-0116
高浜市 税務グループ	0566-52-1111(代表)	幸田町 税務課	0564-62-1111(代表)		

※特別徴収について詳しくは、

岡崎市 特別徴収

検 索